

令和7年9月26日

各位

福島県商工信用組合
理事長 須佐真子

不祥事件の発生について

このたび、当組合の営業店におきまして、職員による不祥事件が発生いたしました。

当組合は令和7年3月7日に東北財務局より業務改善命令を受け、全役職員一丸となって経営管理態勢、内部管理態勢、法令等遵守態勢の強化・充実に取り組んでいるなか社会的、公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関において、下記の不祥事件が発生しましたことについて、全役職員一同深く反省いたしております。

また、日頃より当組合とお取引をいただいているお客さま、組合員の皆さま地域の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 当組合で発生した不祥事件について

(1) 発生営業店

コスモス通り支店

(2) 事故者

当組合職員A（男性、59歳）、当組合管理職職員B（女性、43歳）

(3) 事件の概要

- ① 職員Aは、令和7年3月28日に法人のお取引先への貸出を実行し、後に保証人の「個人情報の取扱いに関する同意」（以下、「同意書」という）を受領していなかったことを確認しました。
- ② 職員Aが保証人に同意書を徴求するために連絡をしようとしたところ、親族より既にご逝去されていることを確認しました。これを受け、職員Aは保証人の親族に対し同意書の代筆を依頼し、同年5月28日に代筆された同意書が提出されました。職員Aから提出を受けた職員Bは、代筆の事実を把握しながら当該書類に日付を補記しました。
- ③ 本件について5月30日に本部へ内部通報があり、当組合は職員Aおよび職員Bの行為を、常勤役員において不適切な事案と判断し、懲戒委員会を開催し同年6月10日付で両名を懲戒処分としました。
なお、本同意書は使用しないこととしたことから、当初は不祥事件に該当するとの認識にはいたりませんでした。
- ④ 当組合では業務改善計画に基づき、全組織的な法令等遵守態勢の整備、強化に向け内部通報の状況を毎月報告する仕組みを整備しました。同年7月30日に初回のコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス・リスク統括部は内部通報の状況を報告しましたが、当該内部通報につい

ての報告が漏れておりました。

2回目に開催された同年8月20日のコンプライアンス委員会への報告において、当該内部通報が未報告であることが指摘されコンプライアンス・リスク統括部で改めて内容を精査し、弁護士に相談した結果、同年8月25日に本件が私文書偽造に該当する事案であるとの見解を得て、同年8月26日の常勤理事会において不祥事件と判断しました。

(4) 発覚日（不祥事件と判断した日）

令和7年8月26日

(5) 発覚の経緯

令和7年8月25日に弁護士から本事案が不祥事件に該当するとの見解を得て、同年8月26日開催の常勤理事会にて審議の上、不祥事件と判断しました。

2. 被害状況

お客さまおよび当組合の被害はございません。

3. 関係機関への届け出等

当組合において不祥事件として認識した後、監督官庁へ報告、届出を行いました。被害者がいないこと、代筆された同意書は使用していないことから、警察への連絡は行っておりません。

4. 関係者の処分

事故者は内部規定に基づき懲戒処分としました。

また、不祥事件発生に対する経営としての責任を明確にするため、役員報酬の返納を行う予定です。

5. 改善に向けた取組みについて

当組合は令和7年4月7日に東北財務局に提出した業務改善計画を全役職員一丸となって着実に実行する事により、経営管理態勢、内部管理態勢、法令等遵守態勢を抜本的に見直し、信頼回復に向け取り組んでおります。

このようななかで発生した今回の不祥事件を厳粛に受け止め、信頼回復に向け、全役職員一同が今一度猛省するとともに、このような不祥事件が発生する事のないよう、コンプライアンス重視の企業風土の醸成および健全な業務運営の確保に、全役職員一同全力で取り組んでまいります。

【本件に関するお問い合わせ】

福島県商工信用組合 総務部

電話番号 024-991-1824

受付時間 午前9時から午後5時まで（但し、土・日・祝日は除く）

以上